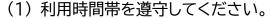
鶴見区福祉保健活動拠点利用上の注意事項

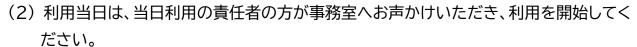
1 施設利用上の注意事項

福祉保健活動拠点は、多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。 皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項につい

て遵守いただきますよう、お願いいたします。

2 一般的な注意事項





- (3) 利用時間帯内に後片付けと原状復帰を行った上で、職員の確認を受けてください。
- (4) 施設の設備、機器及び備品は大切に利用し、所定の位置に返納してください。
- (5) 持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- (6) 福祉保健活動拠点は、屋内禁煙です。
- (7) 施設管理上、職員が室内に立ち入ることがあります。
- (8) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。
- (9) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。

3 車両での来所について

福祉保健活動拠点の駐車場・駐輪場はありませんので、近隣の有料駐車場・駐輪場をご利用ください。同ビル 3 階に一般駐車場がありますが、提携駐車場ではないので料金は自己負担となります。ただし移動に困難な障害のある方はご相談ください。

4 損害の賠償について

- (1) 福祉保健活動拠点の設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ず職員にお申し付けください。
- (2) 施設を使用する者は、その責めに帰する理由により、使用する物件の全部または一部 を滅失またはき損したときは、当該滅失またはき損による使用する物件の損害額に相 当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用する物件を原状 回復した場合は、この限りではありません。



5 福祉保健活動拠点を利用できない場合

次のいずれかに該当する場合、福祉保健活動拠点を利用できません。

(1) 営利につながる利用もしくはこれらに類する利用

- ア 物品の販売や宣伝につながる利用(障害者施設等の物品販売を除く)
- イ サービスを提供することによって対価を得ることにつながる利用

【その他営利に関する注意事項】

- ① 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- ② 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- ③ 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。(講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、利用できません)

(2) 施設管理上の弊害となる可能性がある利用

- ア 暴力及び迷惑行為のおそれがあるとき
- イ 危険や混乱が予測されるとき
- ウ 利用者の安全対策が不十分なとき
- エ 善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- オ 他者への強要及び強制とみなされるとき
- カ 施設及び設備の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき
- キ「横浜市暴力団排除条例」(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条)第9条第2項に抵触するおそれがあるとき
- ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 68 号)第2条又はその他不当な人権侵害に該当する言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。
- ケ 飲酒をしようとするとき
- コ 喫煙をしようとするとき

(3) 設置目的に合わない利用

- ア 申請書等の記載事項に虚偽があるとみなされるとき
- イ 団体の二重登録とみなされるとき
- ウ 利用者から個人情報を収集し、事前に同意を得ている目的以外に利用するおそれがあるとき
- エ 第三者への貸与及び施設貸出の権利の譲渡とみなされるとき
- オ 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき
- カ その他、上記に準じ施設管理運営上認められないと判断されるとき

詳しくは、福祉保健活動拠点の職員にお問い合わせください。